

町田市動物愛護推進委員会設置要領

第1 目的

人と動物との共生社会の実現に向けて、動物の愛護及び適正飼養にかかる取組を関係者間で連携・協働により推進していくため、町田市動物愛護推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 動物愛護に関すること
- (2) 動物の適正飼養に関すること
- (3) ペットの災害対策に関すること
- (4) 地域猫活動に関すること
- (5) 関係機関との連携・協力に関すること
- (6) その他、会議の目的を達成する上で必要な事項

第3 委員会の構成

- 1 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市内で動物愛護又は適正飼育の推進を目的として活動する者
 - (3) 東京都獣医師会町田支部の代表
 - (4) 動物愛護推進員
 - (5) 町内会・自治会の代表

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5 会長

- 1 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

第6 運営

- 1 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会の庶務は保健所生活衛生課において処理する。
- 3 委員会は、その目的を達成するうえで必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

附 則

- 1 この要領は、2024年12月13日から施行する。
- 2 町田市動物愛護推進連絡協議会設置要領（2019年3月1日施行）は、廃止する。